総務省組織令の一部を改正する政令　新旧対照条文

○総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（企画課の所掌事務）	（企画課の所掌事務）
第八十七条　企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。	第八十七条　（同上）
一　郵政行政部の所掌事務に関する総合調整に関すること。	一　（同上）
二　郵政行政部の所掌事務に係る国際協力に関すること。	二　（同上）
三　郵政行政部の所掌に属する国際関係事務（次条第三号に掲げるものを除く。）の総括に関すること。	三　（同上）
四　日本郵政株式会社法（平成十七年法律第九十八号）第十四条第一項、日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）第十六条第一項及び郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第六十五条第一項の規定に基づく検査並びに独立行政法人通則法第六十四条第一項の規定に基づく独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構の検査に関すること。	四　（同上）
五　郵政事業のうち郵便事業以外のものに関すること（郵便局活用課の所掌に属するものを除く。）。	五　（同上）
六　信書便事業の監督に関すること。	六　（同上）
七　独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構の組織及び運営一般に関すること。	七　（同上）
八　日本郵政株式会社の組織及び運営一般に関すること（地域貢献基金	八　日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社の組織及び運営一般に関す

に関するものを除く。）。	ること（郵便局の設置に関するものを除く。）。
九　日本郵便株式会社の組織及び運営一般に関すること（郵便局の設置に関するものを除く。）。	（新設）
十　前各号に掲げるもののほか、郵政行政部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。	九　（同上）
（郵便課の所掌事務）	（郵便課の所掌事務）
第八十八条　郵便課は、次に掲げる事務をつかさどる。	第八十八条　（同上）
一　郵政事業のうち郵便事業に関すること（前条第四号に掲げるものを除く。）。	一　（同上）
二　郵便認証司に関すること（前条第四号に掲げるものを除く。）。	二　（同上）
三　条約又は法律（法律に基づく命令を含む。）で定める範囲内において、郵便に関する国際的取決めを協議し、及び締結すること並びに万国郵便連合その他の機関と連絡すること。	三　（同上）
四　印紙の売りさばきに関する業務に関すること（前条第四号に掲げるものを除く。）。	四　（同上）
（郵便局活用課の所掌事務）	（郵便局活用課の所掌事務）
第八十九条　郵便局活用課は、次に掲げる事務（第八十七条第四号に掲げるものを除く。）をつかさどる。	第八十九条　（同上）
一　郵政事業のうち日本郵便株式会社法第四条第一項第八号イ及びロ並びに第二項第二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務（銀行代理業、保険募集（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二十六項に規定する保険募集をいう。）及び所属保険会社等（保険業法第二	一　郵政事業のうち日本郵便株式会社法第四条第二項第二号及び第三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務（銀行代理業、保険募集（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二十六項に規定する保険募集をいう。）及び所属保険会社等（保険業法第二

条第二十四項に規定する所属保険会社等をいう。）の事務の代行を除く。）に関すること。	条第二十四項に規定する所属保険会社等をいう。）の事務の代行を除く。）に関すること。
二　独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構の行う郵便局ネットワーク支援業務に関すること。	二　（同上）
三　地域貢献基金に関すること。	（新設）
四　郵便局の設置に関すること。	三　（同上）